

岐阜県ONSEN・ガストロノミーウォーキング推進事業費補助金交付要綱

[平成31年4月1日制定]

(総則)

第1条 県は、温泉地の魅力を引き出し、地域を活性化するため、温泉地を中心に歩きながら、その地域の食を楽しむとともに、自然環境や歴史、文化等の地域資源に触れるウォーキングイベント（以下「イベント」という。）の開催に要する経費に対し、予算の範囲内で、市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284号第1項に規定する一部事務組合及び広域連合並びにこれらにより構成される団体（以下「市町村等」という。）並びに民間団体（以下「補助事業者」と総称する。）に岐阜県ONSEN・ガストロノミーウォーキング推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他団体（以下この条において「法人等」という。）
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助事業者、補助率並びに補助金の額は、別表1のとおりとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付の対象としない。

- (1) 国又は県が交付する負担金又は補助金の交付対象となった事業
- (2) 補助事業者の経常的な運営管理を目的とする事業
- (3) 政治、宗教及び営利を目的とする事業
- (4) 予算の繰越しを伴う事業
- (5) その他補助金の目的に鑑み、補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業

(補助金の要望等)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 要望書（別記第1号様式）
 - (2) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (3) 補助事業者が民間団体の場合にあつては、当該民間団体の規約及び構成員名簿
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類の審査を行うとともに、現地調査等必要な調査を行い、これらの結果を総合的に勘案して補助対象事業を選定し、補助事業者に内示する。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、前条第2項の規定による内示を受けた補助対象事業について、補助金交付申請書（別記第3号様式）に別表2に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して行わなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(事業の着手)

第6条 補助事業者は、原則として補助金の交付決定のあつた日以後でなければ、補助対象事業に着手してはならない。ただし、知事が事業の性格上やむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に補助対象事業に着手しようとする補助事業者は、事前着手届（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、規則第6条各号に掲げる事項とする。

- 2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、20パーセントを超える経費の配分の変更以外の変更とする。

- 3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 補助対象経費の20パーセントを超える増減の変更
 - (2) 補助対象事業に係る事業量の変更であって、20パーセントを超える増減の変更
 - (3) 補助対象事業に係る工法及び線型の変更
- 4 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、事業変更等承認申請書（別記第5号様式）を提出するものとする。
- 5 補助事業者は、当該補助金をもとに間接補助事業者の間接補助金を交付する場合は、第1項から前項まで、第14条、第16条及び第17条の規定に準じた条件を付さなければならない。

（申請の取下げ）

- 第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。
- 2 前項の申請の取下げをしようとする場合は、交付申請取下書（別記第6号様式）を提出するものとする。

（状況報告）

- 第9条 補助事業者は、規則第11条の規定による状況報告について、知事から要求があった場合は、速やかに補助対象事業遂行状況報告書（別記第7号様式）を提出するものとする。

（実績報告等）

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 補助対象事業の実施を証する書類
 - (2) 補助対象事業の支出に関する書類
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付）

- 第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するために必要があると認める場合は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（補助金の交付請求書）

- 第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別記第9号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（別記第10号様式）を提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額相当額の返還)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(別記第11号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第14条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第15条 知事は、補助対象事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他関係物件等进行检查し、質問することができる。

(財産の管理及び財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って効率的運用を図らなければならない。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。

3 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加した価額が50万円以上の機械及び器具とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第17条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間(当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年間を超える場合にあつては、当該期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

(補助事業の表示)

第18条 補助事業者は、補助対象事業により整備した施設等に、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示するものとする。

2 前項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。

3 第1項の規定による表示に係る表示方法等は、次のとおりとする。

(1) ハード事業

- ア 表示方法 銘板、看板、ラベル等の取付け等
- イ 表示対象 施設整備及び基盤整備により整備した施設等並びに備品
- ウ 表示場所 不特定多数の者の通行が多い場所等表示効果が高い場所

(2) ソフト事業

- ア 表示方法 チラシ、パンフレット、広報誌等への掲載等
- イ 表示対象 イベント、冊子作成、調査研究、啓発活動等
- ウ 表示場所 紙面の許す範囲で見やすい場所

4 前項の表示方法等の標準的な例は、別表3及び別表4のとおりとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)


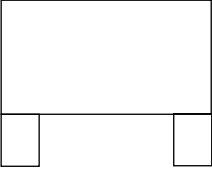

補助対象事業	補助対象経費	補助事業者	補助率	補助金の額
温泉地の魅力を引き出し、地域の活性化に資するイベント開催事業	(1) イベントの開催の周知に要する経費 (2) イベントの参加者募集に要する経費 (3) イベントの開催に必要となる関係団体への支出に要する経費 (4) イベントの魅力向上に資すると認められる環境整備に要する経費 (5) イベントの魅力向上に資すると知事が必要と認めた経費	市町村等及び民間団体	2 分の 1 以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (補助限度額：1 事業当たり 1 0 0 万円) (補助下限額：1 事業当たり 1 0 万円)

- (注) 1 本表に記載のない経費については、補助金の目的を勘案してその都度協議するものとする。
- 2 1 事業につき補助事業者が複数となる場合は、当該補助事業者ごとの補助金の額を合算して 1 0 0 万円以内とする。
- 3 補助金の額に 10,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 1 事業につき 1 回に限り補助対象とする。

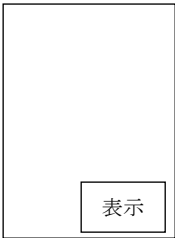
別表 2 (第 5 条関係)

事業種別	添付書類
工事を伴う事業	工種別設計書 平面図 構造図 施工箇所を明示した位置図
工事を伴わない事業	機械器具の形式等の説明書 配置場所を明示した位置図
建設事業以外の事業	事業活動計画等の説明書

別表3（第18条関係）

表示対象	表示方法	表示内容
施設整備	銘板 	○○年度に岐阜県ONSEN・ガストロノミーウォーキング推進事業費補助金を受けて整備したものです。 団体名
基盤整備 公園整備	看板 	
備品等	ラベル 	

別表4（第18条関係）

表示対象	表示方法	表示内容
イベント 冊子作成 調査研究 啓発活動	チラシ、パンフレット等 	○○年度に岐阜県ONSEN・ガストロノミーウォーキング推進事業費補助金を受けています。 団体名